

○ワンストップ特例制度について

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

●ワンストップ特例申請書（寄附金税額控除に係る申告特例申請書）提出期限

令和6年1月10日（水）大多喜町役場必着

※郵便状況や予期せぬトラブルによって期日に間に合わない可能性もありますので、お早めの提出を推奨いたします。

●ワンストップ特例制度を利用するための条件

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である
（年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除等で確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を申請してください。）
- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である
（令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体数が5以下である寄附者。）

●必要な添付書類

- ・マイナンバー（個人番号）制度の導入により地方税法施行規則等の一部が改正され、寄附金税額控除に係る申請書についても、個人番号を記入することとされました。
- ・当該申請書を提出いただく際には、法令で定められている個人番号と本人確認をさせていただきます。

	添付書類
個人番号カードを持っている場合	「個人番号カードの表裏のコピー」
通知カードを持っている場合	「通知カードのコピー」と「本人確認の書類」
個人番号カードも通知カードもない場合	「個人番号が記載された住民票の写し」と「本人確認の書類」

※本人確認の書類について

- ・写真表示のあるもの（運転免許証、パスポートなど）の場合、いずれか1点
- ・写真表示のないもの（健康保険証、年金手帳など）の場合いずれか2点

※個人番号カードや通知カードにつきましては《総務省の Web サイト マイナンバー制度》をご覧ください。